

長 建 協 発 第 4 0 4 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

全国銀行協会による中小企業金融等の円滑化への取り組みについて（情報提供）

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国銀行協会は、中小企業者等に対する金融の円滑化に係る共有理念として、平成 2 2 年 7 月に「中小企業者等に対する金融の円滑化に向けた行動指針」を制定しておりますが、その後の中小企業金融円滑化法の期限到来や、中小企業等のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮等に関する銀行界の取組みに対する社会的な要請の一層の高まりを踏まえ、本年 5 月に同指針を一部改正し、銀行界全体として中小企業に対する積極的かつ円滑な資金供給に努めているところであります。

さらに今般、同協会は「中小企業金融等の円滑化への取り組みについて」として、年末に向けた企業金融の逼迫が懸念される時期においても、中小企業の経営改善や体質強化の支援を通じ、企業等の資金需要に柔軟かつ積極的に対応し、金融の円滑化に全力を挙げて取り組むことを申し合わせました。

つきましては、申し合わせの内容について、別添のとおり全建より情報提供がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。